

報告監第16号
平成21年11月9日

西宮市監査委員	大川原 成彦
同	木村 嘉三郎
同	村西 進
同	阿部 泰之

指定管理者監査結果報告
(ミディ総合管理株式会社)

地方自治法第199条第7項の規定により、公の施設の指定管理者監査を行った結果は、次のとおりです。

同条第9項の規定に従い報告します。

指定管理者監査結果報告書

第1 監査の期間及び方法

平成21年8月4日から事務局監査に入り、その結果復命を受け、同年10月14日に土木局及びミディ総合管理株式会社関係者の出席を求め監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

第2 監査の対象

西宮市自転車駐車場の指定管理者、ミディ総合管理株式会社(以下「会社」という。)における、主として平成20年4月1日から21年3月31日までの期間に執行された、公の施設の管理運営に関する出納、その他の事務を対象に監査を実施しました。

なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、所管部局及び指定管理者提出による直近の数値を用いるよう努めました。

第3 監査の結果

次のとおりです。

1 指定管理者の概要

- (1) 名称 ミディ総合管理株式会社(創立 昭和47年3月)
- (2) 本店所在地 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号
- (3) 事業開始 平成14年3月1日
- (4) 資本金 9,000万円
- (5) 業務の内容

主な業務内容は、建物内外の警備、保守管理、清掃、駐車場の管理、及び鉱油等の販売となっています。大阪府公安委員会認定の警備業や、大阪府知事許可の一般建設業、特定建設業をはじめ、登録電気工事業、高圧ガス販売主任者届など、業務内容に関連する多くの認可登録を取得しています。また、1級建築士や、建築設備士、消防設備士、警備員指導教育責任者資格など、多くの免許資格取得者が雇用されています。17年度より、自治体が所有する駐車場・駐輪場を、指定管理者として受託し、本市をはじめ、近畿圏で8市91か所の施設管理を行っています。

本市では、19年度から21年度の間、自転車駐車場の指定管理者に指定され、管理運営を行っています。

2 指定管理の概要

(1) 管理施設の概要

自転車等を利用する市民の利便を図るため、設置された自転車駐車場で、西宮市自転車駐車場の設置および管理に関する条例(以下「駐車場設置条例」という。)の別表において、その名称及び位置が定められています。平成 21 年 4 月 1 日現在の自転車駐車場は、70 か所となっています。

20 年度西宮市自転車駐車場に係る管理業務仕様書においては、JR 西宮名塩第 1 自転車駐車場他 67 か所となっていますが、20 年 10 月から、阪急甲東園東第 5 自転車駐車場が新たに設置され、20 年度の管理施設は 69 か所となっています。なお、この新設された自転車駐車場は、20 年度西宮市自転車駐車場指定管理者年度協定書(以下「年度協定書」という。)第 2 条第 2 項で、「新たに設置された駐車場については、業務の対象となる駐車場に含めるものとする。」とされ、指定管理者の管理施設に含まれていますが、当該施設が小規模の施設であって自動ゲートの設置が無く、周辺の自転車駐車場と一体で管理することが可能であり、新たなゲートの保守管理費や人件費が不要であることから、指定管理料の変更は行われていません。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(以下「指定手続条例」という。)に基づいて、適正・公正に行われています。

指定管理者の公募は、18 年 8 月 10 日号の市政ニュースに掲載し、市のホームページでも同年 8 月 18 日から同年 9 月 22 日まで掲載され、同年 9 月 15 日から同月 22 日までを申請書提出期間としています。応募した 7 団体(うち 2 団体はグループ)を対象に、18 年 9 月 29 日、指定手続条例に基づいて、指定候補者の選定について、西宮市自転車駐車場指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)に諮問しています。選定委員会において、応募団体の組織状況、施設運営の基本方針、管理運営体制、経営管理計画等を、審査基準に基づいて総合的に評価するため、選定委員会が 5 回開催されています。市は、18 年 11 月 7 日、選定委員会の答申を受け、会社を指定候補者とし、18 年 12 月に市議会の議決を経て、会社は指定管理者に指定されています。なお、選定委員会は、会社を選定した理由として、総合的に評価が最も高く、管理経費についても最も安価であって、指定管理者にふさわしい団体である、としています。

指定期間は、19年4月1日から22年3月31日までの3年間とされています。

(3) 業務の範囲

指定管理者が行う業務は、西宮市自転車駐車場指定管理者基本協定書(以下「基本協定書」という。)第5条で、 駐車場設置条例第5条に規定する、自転車駐車場の使用の許可、不許可及び使用の制限に関する業務、 同条例第6条に規定する、駐車場の使用料の徴収、減免及び返還に関する業務、 同条例第9条に規定する、駐車場の使用許可の取消し及び使用の停止に関する業務、 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務、 自転車放置防止のための駐車場所周辺での、市民への駐車場利用の誘導、 その他市長が必要と認める業務、とされています。

基本協定書では、会社が当該業務を行うにあたり守るべき事項として、秘密保持、個人情報保護の保護、危険負担、事業報告書の作成及び提出、事業の評価及び是正、財産管理、指定期間満了後の業務の引継ぎ、及び原状回復義務等について取決めが行われています。

本市の自転車駐車場への職員配置状況は、西宮事務所に社員3人(うちアルバイト1人)、市内の自転車駐車場を3つの地区に分け、北地区に統括班長1人、班長5人、係員21人を、中地区に統括班長1人、班長7人、係員45人を、南地区に統括班長1人、班長7人、係員30人を配置しています。また、マナー指導員として係員6人が配置されています。

(4) 指定管理料

20年度の指定管理料については、年度協定書を締結して、2億664万6千円と定めています。この額には、修繕料予定総額710万円と光熱水費予定総額1,180万円(それぞれ消費税相当額を含む。)が含まれています。会社に支払われた、修繕料および光熱水費は、修繕料予定総額及び光熱水費予定総額に基づき、年度終了後、精算すること、となっています。20年度に維持補修等に要した経費は698万円で、精算により11万円が市に返還されています。同様に、20年度に水道使用料、電気使用料に要した経費は1,113万円で、年度終了後、精算により66万円が返還されています。

20年度の指定管理料は、会社から当初提案のあった事業収支計画による経費を基本とし、その後、設置されることとなったJRさくら夙川南東自転車駐車場等の管理に要する経費を加えて算定されています。

3 使用料収入の状況及び施設の利用状況

自転車駐車場ごとの使用料等の収入状況及び利用状況については、会社の西宮事務所で集

約され、毎月利用実績の報告が行われているほか、四半期ごとに業務報告書が提出されています。

平成 20 年度の自転車駐車場別収入実績は、次のとおりです。

(単位：円)

駐車場名		収入金額	駐車場名		収入金額
JR西宮名塩1	自転車	609,400	JR西宮南1	自転車	24,112,450
	原付	14,451,000		原付	3,417,700
	小計	15,060,400		小計	27,530,150
JR生瀬	自転車	237,600	JR西宮南2	自転車	7,723,250
	原付	2,089,950		原付	754,000
	小計	2,327,550		小計	8,477,250
阪急仁川	自転車	2,969,150	JR甲子園口北2～5	自転車	29,763,500
	原付	939,600		原付	3,333,550
	小計	3,908,750		小計	33,097,050
阪急甲東園東1・2・5	自転車	4,248,900	JR甲子園口南1・4	自転車	20,149,700
	原付	163,000		原付	
	小計	4,411,900		小計	20,149,700
阪急甲東園東3・4	自転車	14,376,350	JR甲子園口南2・北1	自転車	16,837,400
	原付	1,410,800		原付	521,150
	小計	15,787,150		小計	17,358,550
阪急甲東園西1・2	自転車	3,566,250	JR甲子園口南3	自転車	5,572,200
	原付	617,700		原付	1,108,500
	小計	4,183,950		小計	6,680,700
阪急門戸厄神東・西	自転車	4,634,500	阪神香櫨園西1	自転車	9,095,250
	原付	160,800		原付	488,200
	小計	4,795,300		小計	9,583,450
阪急西宮北口北西1・2	自転車	4,060,900	阪神西宮北	自転車	1,964,600
	原付	6,680,900		原付	607,900
	小計	10,741,800		小計	2,572,500
阪急西宮北口北西3	自転車	10,284,000	阪神今津	自転車	1,622,400
	原付			原付	220,100
	小計	10,284,000		小計	1,842,500
阪急西宮北口北東1	自転車	40,436,300	阪神今津西	自転車	8,193,750
	原付	7,100,200		原付	
	小計	47,536,500		小計	8,193,750
阪急西宮北口南東1・南西1・北東2	自転車	18,561,400	阪神久寿川北・南	自転車	2,692,000
	原付	4,954,100		原付	310,300
	小計	23,515,500		小計	3,002,300
阪急北今津1・2	自転車	4,165,200	阪神甲子園北1・2・3	自転車	11,793,800
	原付			原付	71,100
	小計	4,165,200		小計	11,864,900
阪急甲陽園	自転車	1,250,500	阪神甲子園西1	自転車	18,320,200
	原付	2,235,750		原付	
	小計	3,486,250		小計	18,320,200
阪急苦楽園口1・2	自転車	6,993,500	阪神甲子園南1・2・3	自転車	30,001,750
	原付	2,925,500		原付	3,535,200
	小計	9,919,000		小計	33,536,950
阪急夙川西1	自転車	8,624,750	阪神鳴尾北1・南1・2・3	自転車	10,885,950
	原付			原付	285,300
	小計	8,624,750		小計	11,171,250
阪急夙川南1・2・3	自転車	17,407,650	阪神武庫川1・2・3・4	自転車	10,264,850
	原付	3,997,250		原付	445,300
	小計	21,404,900		小計	10,710,150
阪急夙川東1・2	自転車	3,154,150	武庫川団地前	自転車	3,134,850
	原付	1,826,300		原付	254,000
	小計	4,980,450		小計	3,388,850
JR西宮北1・2・3	自転車	27,521,750	JRさくら夙川南西・北西・南東	自転車	20,012,950
	原付	10,611,950		原付	3,254,650
	小計	38,133,700		小計	23,267,600
計				自転車	405,243,100
				原付	78,771,750
				合計	484,014,850

20年度の、自転車、原動機付自転車を合わせた自転車駐車場使用料収入は484,014,850円となっています。19年度の同収入額は465,718,350円で、会社の増収への取組みに加え、自転車駐車場の増設があったこと等により、18,296,500円増加しています。

自転車駐車場利用者の受付は、自転車駐車場ごとに、自転車、原動機付自転車の、定期利用と一時利用とに分けて、駐車場設置条例で定められた使用料を徴収して、業務が行われています。

定期使用にあたっては、使用する前月の20日から受付が開始されており、利用者から、使用料を添えて定期使用申請書が提出されます。定期使用は月単位で、最大3か月を期限として受付が行われ、引続き使用する場合は、市長が別に定める申請手続によるものとされていますが、口座振替により使用料が支払われている場合は、特に申出が無ければ、引続き使用を許可しています。定期使用利用者には、「定期使用シール」を交付し、交付された定期使用シールを自転車等の後部のよく見える所に貼付するよう、利用者に指導が行われています。入退場時には、管理人が定期使用シールを確認すること、としています。自動ゲートが設置されている自転車駐車場の定期使用利用者には、入退場用ICカードを交付し、定期利用申込者以外の利用を防いでいます。また、入退場用カードは、利用申込期間を経過した利用者や、使用料の口座引落としができなかった利用者の入場ができないように設定することが可能であるため、使用料徴収もれの防止にも利用されています。

駐車場設置条例第6条及び同条例施行規則第4条に定められている、使用料の減免を受けようとする定期使用利用者は、減免事由が確認できる書類を添えて、減免申請書を提出すること、となっています。自転車駐車場の管理人は、提出された減免申請書が減免事由に該当するかどうかを確認し、受付を行っています。

一時使用にあたっては、使用料を添えた口頭申請で受付が行われていますが、一時使用ゲートが設置された自転車駐車場では、機械によるカード発券と、精算機による徴収が行われています。一時使用ゲートが設置されていない自転車駐車場では、管理人が、一時利用者に「一時使用券」を交付し、入退場時には、自転車等に管理人が取付けた一時使用券の一片を提示させ、確認が行われています。一時使用ゲートが設置された自転車駐車場では、精算機により領収書の発行が行われています。

自転車駐車場の管理は、市内を3地区(北地区・中地区・南地区)に分けて、それぞれの地区に統括班長がおかれ、使用料等収入、利用状況の管理や集計が行われています。使用料等の収入金額と利用状況との突合せを毎日行い、会社の西宮事務所で、入金された通帳残高の

確認と集計表の作成を行っています。

20年度の各地区の自転車駐車場別の利用件数は、次のとおりです。

なお、件数は、会社からの月別利用実績を合計したもので、途中解約等の件数は反映されていません。また、定期利用件数は、1か月1台の利用を1件とカウントされています。

(北地区)

(単位：件)

駐車場名		定期	一時	小計	駐車場名		定期	一時	小計
JR西宮名塩1	自転車	183	2,363	2,546	阪急門戸厄神東・西	自転車	2,991	3,607	6,598
	原付	2,337	22,431	24,768		原付	28	262	290
JR生瀬	自転車	82	1,071	1,153	阪急西宮北口北西1・2	自転車	3,292	-	3,292
	原付	633	2,899	3,532		原付	2,876	6,340	9,216
阪急仁川	自転車	1,953	-	1,953	阪急西宮北口北西3	自転車	4,509	20,720	25,229
	原付	319	-	319		原付	-	-	-
阪急甲東園東1・2・5	自転車	2,072	8,439	10,511	阪急西宮北口北東1	自転車	14,648	140,469	155,117
	原付	36	143	179		原付	1,286	11,217	12,503
阪急甲東園東3・4	自転車	5,592	37,078	42,670	阪急西宮北口南東1・南西1・北東2	自転車	10,740	25,446	36,186
	原付	276	1,341	1,617		原付	638	14,742	15,380
阪急甲東園西1・2	自転車	1,912	6,895	8,807	阪急北今津1・2	自転車	2,006	12,923	14,929
	原付	108	1,479	1,587		原付	-	-	-
計						自転車	49,980	259,011	308,991
						原付	8,537	60,854	69,391

(中地区)

(単位：件)

駐車場名		定期	一時	小計	駐車場名		定期	一時	小計
阪急甲陽園	自転車	1,261	1,714	2,975	JR西宮南2	自転車	3,833	-	3,833
	原付	31	1,540	1,571		原付	179	-	179
阪急苦楽園口1・2	自転車	3,548	26,434	29,982	JR甲子園口北2～5	自転車	14,379	104,910	119,289
	原付	44	6,111	6,155		原付	1,001	4,039	5,040
阪急夙川西1	自転車	3,371	24,628	27,999	JR甲子園口南1・4	自転車	9,748	51,586	61,334
	原付	-	-	-		原付	-	-	-
阪急夙川南1・2・3	自転車	11,513	52,208	63,721	JR甲子園口南2・北1	自転車	6,117	57,816	63,933
	原付	1,462	8,079	9,541		原付	219	-	219
阪急夙川東1・2	自転車	2,260	-	2,260	JR甲子園口南3	自転車	3,090	14,739	17,829
	原付	607	-	607		原付	286	2,934	3,220
JR西宮北1・2・3	自転車	15,478	80,367	95,845	JRさくら夙川南西・北西・南東	自転車	5,496	108,142	113,638
	原付	3,224	18,230	21,454		原付	403	8,810	9,213
JR西宮南1	自転車	5,498	130,958	136,456	計	自転車	85,592	653,502	739,094
	原付	619	10,523	11,142		原付	8,075	60,266	68,341

(南地区)

(単位：件)

駐車場名		定期	一時	小計	駐車場名		定期	一時	小計
阪神香櫨園西1	自転車	3,014	38,027	41,041	阪神甲子園西1	自転車	9,288	-	9,288
	原付	60	1,449	1,509		原付	-	-	-
阪神西宮北	自転車	1,734	-	1,734	阪神甲子園南1・2・3	自転車	15,611	55,938	71,549
	原付	341	-	341		原付	646	5,766	6,412
阪神今津	自転車	977	1,723	2,700	阪神鳴尾北1・南1・2・3	自転車	8,293	36,372	44,665
	原付	60	279	339		原付	133	301	434
阪神今津西	自転車	2,591	33,417	36,008	阪神武庫川1・2・3・4	自転車	5,843	36,556	42,399
	原付	-	-	-		原付	189	366	555
阪神久寿川北・南	自転車	539	18,400	18,939	阪神武庫川団地前	自転車	1,238	16,139	17,377
	原付	96	-	96		原付	81	248	329
阪神甲子園北1・2・3	自転車	6,664	48,140	54,804	計	自転車	55,792	284,712	340,504
	原付	18	181	199		原付	1,624	8,590	10,214

最近2か年の、自転車・原動機付自転車別、定期・一時利用状況は、次のとおりです。

(単位：件)

区分	自転車		原動機付自転車	
	定期利用	一時利用	定期利用	一時利用
19年度(A)	170,168	1,157,031	17,029	119,652
20年度(B)	191,364	1,197,225	18,236	129,710
増減(B - A)	21,196	40,194	1,207	10,058

会社から月別に報告のあった、20年度の自転車駐車場利用件数の全市合計は、自転車の定期利用が191,364件、一時利用が1,197,225件で、原動機付自転車の定期利用が18,236件、一時利用が129,710件となっています。19年度の、同報告による利用件数の全市合計は、自転車の定期利用が170,168件、一時利用が1,157,031件、原動機付自転車の定期利用が17,029件、一時利用119,652件で、自転車の定期利用が21,196件、一時利用が40,194件、原動機付自転車の定期利用が1,207件、一時利用が10,058件、それぞれ増加しています。これは、会社の増収に向けた取組みに加え、19年度中に、JRさくら夙川南東、阪急甲東園西第2自転車駐車場の新設や、阪急西宮北口南東第1自転車駐車場ほかの増設があったこと等によるもの、と思われます。

自転車駐車場の利用状況、使用料等収入状況について、定期使用申請書、一時使用券発行控、定期使用料減免申請書等の関係書類を抽出して調査したところ、おおむね適正に処理が行われています。各自転車駐車場で発行される領収書控には、連番が印刷されており、毎日の集計された件数、金額と一致していました。

なお、領収書控に押印された日付印が、領収された翌日の日付印となっているものや、書き損じた領収書控とともに保存しておくべき領収書が添付されていないものが見られました。また、減免申請書の記載項目となっている、減免対象月や減免額等が記載もれとなっているもの、記載された確認書類では減免対象かどうか判断できないものが見られました。

今後、適正な処理に努めてください。

4 指定管理経費の収支状況

会社は、年度協定書で取決められた指定管理料 2 億 664 万 6 千円を収入し、人件費、光熱水費等に支出しています。年度協定書第 3 条、第 4 条により、指定管理料に含まれている修繕料、光熱水費は年度終了後、精算するものとされており、平成 20 年度の精算が行われた結果、77 万円を市が戻入しています。

20 年度の指定管理料の収支状況は、次のとおりです。

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理料収入	206,646,000	人件費	141,674,320
		光熱水費	11,135,507
		設備保守点検費	12,372,045
		機械警備費	10,773,000
		修繕費	6,984,921
		通信運搬費	3,804,380
		印刷製本費	4,298,620
		備用品費	2,613,880
		被服費	1,281,300
		夜間金庫使用料	2,206,100
		教育関係費	136,000
		施設損害賠償保険費	131,549
		動産総合保険費	7,526
		一般管理費	1,128,000
		本社経費	197,000
		払戻し(光熱水費・修繕費)	779,572
		公課費(消費税)	7,377,889
		収支差額	255,609
計	206,646,000	計	206,646,000

会社の、20 年度の指定管理料の収支では、25 万円の収入不足となっています。

指定管理料とは別に、基本協定書第 6 条で、報奨金等の制度が定められており、自転車駐車場使用料収入実績が報奨基準額を 100 万円上回るごとに 50 万円を報奨金として会社に支払

い、逆に、減額基準額を 100 万円下回るごとに 50 万円を会社が市に支払うこと、となっています。19 年度の自転車駐車場使用料収入実績は、報奨基準額を大きく上回っており、20 年度に 600 万円が報奨金として会社に支払われています。報奨金の算定にあたっては、19 年度中に新增設された自転車駐車場の使用料収入は、報奨金の対象から除かれています。

報奨等基準額は、過去 2 か年の使用料収入実績をもとに算定されており、毎年、年度協定書によって定められています。

光熱水費の支出額は 1,113 万円で、修繕費の支出額は 698 万円となっています。年度協定書及び管理業務仕様書により、施設の修繕等の必要が生じたときは、市と会社が協議の上行うこととされ、1 件 50 万円以内の施設の維持補修等については、市の承認を受け、修繕料予定総額の範囲内で、会社が行うこと、とされています。修繕費から支出された施設の維持補修の中には、1 件 50 万円を超える修繕も含まれています。

20 年度に指定管理料の中で購入した備品は、デジタルカメラ 3 台で、備品の管理は自転車駐車場ごとに、備品名、形状、所有の区分を記載した備品台帳を整備し、適正に行われています。

5 業務の改善

平成 20 年度に実施された指定管理業務における改善された事項は、利用者に利用方法等を解りやすく表示するために看板類を改善し、自転車駐車場の除草を行うなどの場内整備が実施されているほか、現場での接客サービスの質をより高めるため、従業者必携マニュアルの作成と、それによる現場教育の強化が図られています。

19 年度から、毎年、利用者へのアンケートを行い、利用者の声を業務に反映させる取り組みが行われており、21 年度では、利用者だけでなく、周辺の自転車利用者に対してもアンケートを行い、自転車駐車場の存在を示し、その利用を呼びかけることにより、放置自転車の解消に向けての取り組みも行われています。

さらに、21 年度には、阪神甲子園西第 1・南第 1 自転車駐車場の定期使用料の改定を提案し、条例改正を経て、安価になった 2 段式自転車ラック上段部分や 2 階部分の利用を積極的に利用者にすすめ、利用者の増加が図られています。また、この取り組みは、市が実施する放置自転車対策の強化にもつながり、阪神甲子園地域では、放置自転車の解消の成果があがっています。

6 所管課での業務実施状況

(1) 指定管理者の指定等

自転車駐車場の管理は、本市において、いち早く公募による指定管理者による管理が行われ、平成17年度から2年間実施されています。引続き18年度に、19年度からの3年間の管理業務について公募を行い、応募のあった業者の選定を、指定手続条例に基づいて諮問し、5回の選定委員会の開催の後、選定委員会の答申を受け、会社を指定候補者とし、18年12月の市議会議決を経て、指定管理者の指定を行っています。19年4月1日付で、指定手続条例第6条及び同条例施行規則第4条の規定により、指定の告示が行われています。また、使用料の収納を指定管理者に委託したため、地方自治法施行令第158条の規定により、19年4月1日付で、収納委託の告示が行われています。

駐車場設置条例第12条で、市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に駐車場の管理を行わせるものとする、と定め、同条例第13条に、指定管理者が行う業務の範囲が定められています。

指定管理者との間で、基本協定書及び年度協定書を取交わし、さらに自転車駐車場に係る管理業務仕様書に基づく業務の履行を求めています。

指定管理料は、年度協定書第3条で、その額が定められ、同条第2項で、指定管理者の請求により毎翌月に支払うものとする、とされています。

20年度の指定管理料の支出状況は、次のとおりです。

(単位：円)

契約額	支出負担行為 年 月 日	支出額	請求年月日	支出命令 年 月 日	支払年月日
206,646,000	H 20. 4. 1	17,220,500	H 20. 8.11	H 20. 8.11	H 20. 8.28
		17,220,500	H 20. 8.15	H 20. 8.15	H 20. 9. 8
		17,220,500	H 20. 8.20	H 20. 8.20	H 20. 9. 8
		17,220,500	H 20. 8.20	H 20. 8.20	H 20. 9. 8
		17,220,500	H 20. 9. 2	H 20. 9. 2	H 20. 9.29
		17,220,500	H 20.10. 3	H 20.10. 6	H 20.10.28
		17,220,500	H 20.11. 6	H 20.11. 6	H 20.11.28
		17,220,500	H 20.12. 4	H 20.12. 4	H 20.12.26
		17,220,500	H 21. 1.16	H 21. 1.16	H 21. 1.28
		17,220,500	H 21. 2. 5	H 21. 2. 5	H 21. 3. 2
		17,220,500	H 21. 3. 5	H 21. 3. 5	H 21. 3.30
		17,220,500	H 21. 4. 9	H 21. 4.15	H 21. 4.28

(2) 業務実施状況の確認等

業務の実施状況を確認するため、会社から毎月、利用実績の報告書の提出を、また四半

期ごとに業務報告書の提出を求めています。さらに、各自転車駐車場の利用率を把握するため、毎月10日現在の利用率の報告を求めています。

四半期ごとの業務報告書では、直近3年間の使用料収入実績の推移や、事故等の特記事案、実施した保守点検の修理内容・金額、利用促進についての取組み状況等について報告を受けています。この業務報告書の保守点検の項目に、期間中に実施された補修・改善業務の内容が記載されていますが、市との協議のうえ修理の実施が見送られたもの、実施されたが報告もれとなっているもの、金額欄の記載誤りとなっているものが見られました。基本協定書第12条では、四半期ごとの業務報告書に基づき評価を行うこと、とされていますが、報告書の内容の精査が不十分であり、また、評価結果の記録がないため、どのように評価が行われたのか不明となっています。

今後、指定管理者からの報告をどの様に分析し、以降の業務の実施にどの様に反映させていくのかについても、一定の判断基準を設定し、それに基づく分析結果や今後の方針について、定期的に文書で明らかにするよう努めてください。

(3) 再委託・維持補修

会社が第三者に業務を委託するときは、基本協定書第5条で、あらかじめ市の承認を受けた上で第三者に委託することができる、とされています。管理業務仕様書では、自動ゲート設備定期点検業務や消防設備点検業務など、再委託することができる業務が定められており、各業務について再委託が行われていますが、承認依頼等、書類が残されていないため、どのように承認が行われたのかが、明確ではありません。

また、施設の修繕の必要が生じた時は、年度協定書及び管理業務仕様書により、原則として会社と協議して行うものとされ、年度協定書第4条第1項ただし書きで、1件50万円以内の施設の維持補修については、市が承認を与え会社が行うもの、としていますが、協議により50万円を超える維持補修についても会社が発注し、実施しているものが見られ、その中には、会社が直接施工している工事も多く見られます。この協議結果については、会社から提示された工事予定の中から、口頭で指示が行われ、見積金額の積算についての精査が行われていない状況が見られます。

今後、会社に対し適切な書類提出の指示を行い、再委託の承認にあたっての記録や、施設の維持補修に係る協議の結果を文書で記録するとともに、施設の維持補修計画を作成するようにしてください。また、会社が直接施工する維持補修については、会社の内部取引であることから、十分な精査を行うことが必要です。

(4) 使用料等の収納

定期利用者の自転車駐車場使用料の収納については、継続して申請する利用者が多いことから、口座振替による納付を勧めるよう、各自転車駐車場管理人に指導しています。口座振替申込書の提出があれば、毎月、翌月分の使用料金額を、指定の金融機関の口座から引落とす依頼データを作成し、市の会計管理者口座で収納しています。残高不足などで口座引落としができなかった利用者に対しては、自動ゲートの入退場カードを交付している場合は、当該利用者のカード入場を止め、それ以外の自転車駐車場では、指定した駐車エリアに張り紙をするなどして、市に連絡をもらい、市の指定口座に振込みを依頼するなどの処理が行われています。自転車使用料は前納であるため、原則として使用料の未収は発生していません。

市の窓口で、使用料を収納するときに使用する原符を抽出して調査したところ、科目欄の記載がないもの、現金取扱員の記載がされていないもの、領収後の決裁がとられていないものが見られました。

また、使用料の返還を受けようとする者は、駐車場設置条例施行規則第5条第2項により、自転車駐車場使用料返還申請書を提出しなければならないこと、となっていますが口頭による申請により、受領書に利用者の記名・押印をさせることで返還処理が行われています。自転車駐車場利用者の便宜を図り、手続の簡素化のための処理となっていますが、条例・規則等の根拠法令との齟齬をきたさないよう、適時の処理が必要です。

今後、適正な処理に努めてください。

(5) 包括外部監査での結果

20年度の包括外部監査では、公の施設等の管理運営について監査が行われ、監査の結果報告書では、指定管理者の全市的な選定手続について、指定管理者とした出資法人への人件費負担、指定管理者選定に関する審査手続、委員の点差が大きく乖離する場合の議論の必要性、指定管理候補者の財務状況を考慮した審査の必要性、定量評価の視点を入れた審査基準、についての5項目の意見が出されています。

また、西宮市自転車駐車場について、指定管理者の財務状況の継続的なモニタリング、定期使用料の口座振替のさらなる促進、指定管理者が過不足ない支出報告を行っていることを確認する仕組みの構築、損益改善案の検討、の4項目の意見が出されています。

全市的な選定手続についての意見に対しては、その趣旨をふまえ、総合企画局と協議していく、としています。また、自転車駐車場への個別の意見に対しては、毎年度、指定

管理者の決算書を入手し、財務状況のモニタリングを実施していく、12年度以降、新規に開設した自転車駐車場は、すべて口座振替を実施しており、現金払いを行っている自転車駐車場でも可能な限り口座振替の導入を検討していく、指定管理業務支出額の報告は、年1回から報告の頻度を高める、21年度に、会社から、利用率の低い箇所の使用料の値下げの提案を受け、条例改正を経て利用率の上昇を図っている、等それぞれ対応措置がとられています。

今後とも、財務状況のモニタリングについて外部の意見を求めるなど、包括外部監査結果報告書での意見の趣旨が反映されるよう、検討を進めてください。

自転車駐車場の管理は、放置自転車解消のための方策の一つであって、放置自転車撤去、マナー指導等の対策と併行して実施されるものであり、放置自転車解消の受け皿として、自転車駐車場の施設整備は有効な手段になるもの、と思われます。

今後とも、指定管理者制度のメリットを活用し、より市民の利用しやすい自転車駐車場として、利用率が向上するための有効な方策の検討を、引続き進めてください。